

海洋・沿岸政策のあり方について

2007. 6. 6 早稲田大学 杉山雅洋

1. 海と国家一人々にとって海洋・沿岸とは何か

- ・海(海洋)：経済学的視点による概念
 - ・「排除原理の不成立」、「消費の非競争性」の要件からは(純粹)公共財 (cf. 海洋基本法第7条に人類共通の財産とある) →最適配分に市場メカニズムの適用に限界→(賢明な) 政府による最適活用策の提示・実践
 - ・一方で、海運は民間活動、しかも外航海運には「海運自由の原則」
(cf. 海運は文字通り自由なのか、全面的に市場メカニズムに委ねられるのか?)
- ・沿岸：私的財も含まれる
(cf. 港湾の売却・民営化?)
- ・海洋・沿岸を一体的に扱う理由は?
- ・海洋国家論：経済学の視点だけでは限定的な議論→わが国にとって海洋・沿岸の有効活用

2. 政府の役割

- ・わが国海洋・沿岸の特徴の活用
- ・海洋基本法の6つの理念に基づく12の基本施策実施のための基本計画の樹立と具体的展開
- ・6つの理念の国民への周知徹底→第2条～第7条の「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」、「海洋に関する国際的協調」を国民一人一人が自分のものとして理解・実践しうる広報活動の必要性
- ・基本計画へのPI手法の活用→国民参加型の海洋国家論の展開

3. 海上輸送の機能と役割

- ・比較優位の原則の前提
(cf. 日本籍船・日本人船員の必要性は?)
- ・経済厚生の上昇
(cf. 「地産地消」論の非現実性)

4. 国土交通省の施策と課題

- ・ 海洋・沿岸に対する人々の意識の醸成→祝日としての「海の日」の効果的な活用
(cf. 国民との行政の認識の差の解消の必要性)
- ・ 海運政策・港湾政策の適切な運用
(ex. トン数標準税制への理解、海運企業に利用される港湾のあり方等)
- ・ 海洋基本法での基本施策の分類
 - ex・ 期間を問わず継続的に行うべきもの
 - ・ 短期的なもの(1~2年)
 - ・ 中期的なもの(5年)
 - ・ 長期的なもの(10年)
 - 基本計画での位置づけ
- ・ 分類に応じた計画実施のタイム・スケジュールの設定
- ・ アウトカム指標の設定と費用対効果の把握

5. 施策実施の財源調達

- ・ 財源調達は省庁横断型で！

以上